

【平成16年度第5回新南陽地区地域審議会 議事概要】

【日 時】 平成16年6月23日(水)午前9時30分から午前11時40分まで

【場 所】 新南陽総合支所 3階第3応接室

【出席者】

(委 員) 菊地会長、志賀副会長、伊藤委員、原田委員、藤井委員、林委員、中山委員、
長嶺委員、浅海委員、赤星委員、山本委員、橋本委員、田中委員、角委員

(事務局) 田村総合支所長 片山総合支所次長

地域振興課 坪井、石川、中田

1. 開会

2. 議事

周南市まちづくり総合計画・基本構想(案)に対する答申案についての審議

周南市まちづくり総合計画・基本計画(案)についての今後の審議日程について

3. 閉会

4. 議事

議事進行について

事務局：本日は「周南市まちづくり総合計画・基本構想（案）」に対する答申をまとめていただくということで、7月1日には市長へ答申を行う予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

会 長：本日は答申（案）についての協議を行っていただき、答申のとりまとめを行った後、前回事務局より配布のあった「周南市まちづくり総合計画・基本計画（案）」に対する地域審議会としての意見具申をどういったスケジュールで行っていくかについて協議をお願いいたします。

「周南市まちづくり総合計画・基本構想答申（案）」

前回審議における修正点の説明、及び審議

事務局：（ 前回審議会での協議による答申（案）の修正点の説明。 ）

会 長：前回、各委員の皆さんより意見をいただきまして事務局とも修正案について検討をいたしました。が、「新南陽地区は工業とのかかわりの非常に深い地区であるので、この点に触れた一文を盛り込めないか」との意見につきましては、いろいろと考えてみたのですが文章として非常に難しく結局盛り込めないままとなっております。委員の皆さんで何かよい案がございましたら提案をいただきたいと思いますのでお願いいたします。

本日は全体をとおして意見、指摘をいただきたいと思いますのでお願いいたします。

委 員：前回は意見を述べたのですが「（4）国際化への対応」において、市民団体による国際交流についての記述がないのはやはりおかしいと思います。

事務局：前回の協議においては、後段の「市民レベルで展開されている自主的な交流活動を支援します」という記述の部分で意が尽くされているとの結論で、市民団体による国際交流については追加をおこないませんでした。

委 員：国際化に対応したまちづくりの推進と自主的な交流活動の支援とは異なりますので、まちづくりの推進において市民団体による国際交流についての記述が必要だと思います。

会 長：具体的にはどういった記述になるでしょうか。

委 員：「～外国人との交流、市民団体の国際交流、企業や商工会議所等の経済交流など、～」とするのが適切だと思います。

委 員：「市民団体による交流」としたほうが適切ではないでしょうか。

会 長：では今いただいた意見の趣旨に従って修正することといたします。

委 員：施策の大綱 5（1）の記述における「このような活動を育成、支援し～」と

の部分について、大阪市、福岡市などの先進地では「協働する」といった考え方が主流となってきていますので、「協働を模索する」といった言葉を追加したほうが良いのではないかと思います。

10年後のことを考えるのであれば、先進地並みとなることを目標として掲げるべきだと思います。

委員：ボランティアやNPOの活動は行政が育成するものではなく、元来自動的な市民活動であるので、行政はそれをバックアップすべきものであるという考え方ですね。

委員：建前はそうでしょうが、先進地と比較して当市の現状を考慮した場合には、一足飛びには難しいのではないのでしょうか。

委員：10年後にはそこまで変わってほしいと思います。

委員：理想は「協働」だと思いますが、前回の審議の際にも意見があったように「市民が実感できる」というのが本当のところだと思います。

委員：「市民活動促進条例」というように最近では「支援」から「促進」という言葉に変わってきています。

委員：今後、行政側から積極的に働きかけや援助を行い、ボランティアやNPOを立ち上げていこうという場合には「育成」という表現になるのでしょうか。

委員：行政としてボランティアやNPOを育成していく役割はあると思います。

会長：「周南市まちづくり総合計画・基本計画（案）」においても、ボランティアやNPOの活動をバックアップしていこうとの思想は随所に見受けられると思います。

初期の段階においては「育成」という面は十分機能していると思うのですが。

事務局：周南市の場合、先進地に比べるとNPOの状況も含め、やはりまだまだ成熟しているとは言えないと思います。今後行政としては環境整備を含めた育成、支援を行っていく必要があるのではないかと考えます。

委員：行政からある程度の支援は必要ですが「育成」という言葉の場合、行政が主体で要請し育成するとの意味合いが強くなるので「促進」との表現が適切であると思います。

委員：行政と市民の関係において「育成」というのは不遜なのではないかと思います。

委員：ボランティアやNPOの活動については一般的に考えるとまだあまり身近なものではないと思います。

そうした場合、行政に対しては何か仕掛け作りをしてもらいたいとの思いがあり、その観点からすると「育成」という言葉については、むしろ残しておくべきではないかと思っています。

「協働」という言葉については、今後目指すべき目標であり、「周南市まちづくり総合計画・基本構想（案）」においても、第2章将来の都市像の基本理念として「市民協働」ということがうたわれていますので、ここではまず何を行っていくのかということが前面に出るべきだと思います。

委員：「育成」という言葉が用いてある意味を考えると、新たな市民活動の育成や市民意識の高揚を図ることを意図しているのではないかと思います。

よって、現在活動を行っているボランティア、NPOに対しては今後も支援を継続し、そういった活動に無関心な市民に対しては新たな活動に対する育成、支援を行っていきますといった二本立ての表現の仕方が適切なのではないのでしょうか。

事務局：昨年徳山駅ビル内に設けた「市民活動交流センター」においてNPOに関する多くの講座を設け、多くの市民の皆さんに関心を持っていただいたのですが、初期の段階では情報提供といった意味でも、そういった場が必要であると思います。

委員：「～まちづくり活動などに自主的・主体的な取り組みへの関心が高まっています。」を「～まちづくり活動などに対する自主的・主体的取り組みによる市民活動が盛んになっています。」とし、「このような活動を育成、支援し、～」を「それに対して継続的な支援を行うとともに、このような活動をもっと幅広く育成、支援し、～」とすれば、既存の活動団体に対する支援の継続と、市民意識の高揚のための育成、支援の推進ということで整理が出来ると思います。

会長：皆さんいかがでしょうか。異議はないようですので今の意見の趣旨に従った形で修正いたします。

委員：第2章の基本理念についての修正案における「～民間活力の積極的な導入で～」について、皆さんどういったことを想定しておられるのでしょうか。

委員：児童クラブや児童館の運営についてのNPOへの委託や、郵政公社がトヨタ自動車のシステムを導入して事務効率化を図ったようなことも含まれるのではないかと思います。

委員：民間では外部からコンサルタントを招いて提言を受け改善を行っていくということは一般的に行われていると思います。

委員：合併後の地域の状況を考えた場合、今後の地域審議会の役割からすると、答申書の内容としてこの程度の書き方でよいのかとの思いがあり、何か言葉足らずに終わっているような気がしてなりません。

答申（案）前文の「4．個別の章に対する意見」「5．その他」の部分に新南陽地区として前面に打ち出すべきものを盛り込むべきだと思います。

会長：確かに基本構想（案）は具体性のないもののため、非常に答申（案）をまとめるにいくの思いはありましたが、私としては基本計画（案）に対する意見具申において地域審議会としての意見をより明確に出していきたいと考えておりました。

皆さんはいかがお考えでしょうか。

委員：答申とは諮問に答えて出すものですので、諮問の範囲を大幅に超えたものでは難しいと考えます。ですから予算編成に間に合う時期に意見具申を行い新南陽地区と

しての意見を述べるべきだと思いますし、私自身もいくつか意見を持っております。

委員：当審議会の審議過程において「このことは重要だ」ということを附帯意見として記述することは諮問の範囲を逸脱したものではないと思います。

特に基本構想（案）において一体性が前面に打ち出されていることに対し、当審議会としては審議の過程で「個別」ということを取り上げたと思います。このことに関して当審議会の附帯意見として記述していただきたいと思います。

会長：附帯意見の内容としては具体的にどういったこととなりますか。

委員：行財政改革をどのように推進するのが一番の問題だと思います。

具体的な数値目標の設定を行い、達成度を含めて市民に情報開示を行っていくことを明確に記述してほしいと思います。

会長：行財政改革については、第8章にて十分意を尽くしたと思っていたのですが。

委員：当審議会の附帯意見として明確に示していただきたいと思います。

委員：行財政改革の推進と情報公開の徹底については、答申（案）前文の冒頭から十分記述してあると思いますが。

委員：7月1日の市長への答申の際には答申書の提出を行うだけなのでしょうか。

また、答申書の巻頭もしくは末尾に審議会としての「思い」を記述したものを付けることについては問題があるのでしょうか。

委員：答申書の形式にこだわる必要はないと思います。

現在の文書構成では答申書前文の「4．個別の章に対する意見」「5．その他」がやや中途半端な印象をもちますので、これを「答申にあたって」ということで文書整理を行い、新南陽地区地域審議会の答申にあたっての思いとして冒頭につけてもよいのではないかと思います。

事務局：答申書の形式については決まったものはありませんので、お話のような形であっても問題ありません。

委員：「答申にあたって」として、答申（案）前文「4．個別の章に対する意見」の部分を抜き出し、当地域審議会の意見として提起したほうがインパクトがあると思います。

委員：答申の内容の問題ではなく、文章をまとめるにあたってのスタイルの問題だと思います。

答申（案）の前文が、地域審議会としての基本的考え方の部分と具体的な修正案の部分の二つが混在した形となっているのでこれを整理し、別紙にて個別具体的な文言修正の指摘を行うという構成でよいのではないのでしょうか。

会長：当審議会として言いたかったことは「行財政改革の推進をしなければ色々な計画は形骸化してしまうということ。」「情報の公開の徹底を行うこと。」「答申は真摯に受け止め、実際に反映されてこそ地域審議会としての審議の意味があるのだということ。」「基本構想、基本計画にかかわらず、具体的な目標や期限を打ち出してほしいという

こと。」以上の4点であったと思います。答申(案)にもそれを盛り込むつもりで作成したのですが。

委員：会長が今お話になったことと、答申(案)「5.その他」(1)(2)の記述を、例えば「まえがき」といった形にして挿入し、当地域審議会としての思い入れを示せばよいのではないのでしょうか。

会長：皆さん異議はないようですので、今の意見の形で修正を行うことといたします。「5.その他」の(3)の内容については、皆さんどようにお考えでしょうか。

委員：他の(1)(2)に比べ(3)はやや異質な感じがいたします。

会長：では(3)については削除した上で、修正案を作成することといたします。

委員：言葉遣いで気になっている点があるのですが、答申(案)前文の「1.総合計画・基本構想は周南市全体像がわかる最上位計画のスタイルにしたい。」との表現は、「のスタイル」の部分を削除し、「～最上位計画にしたい。」とし、もう一点、1(3)「一方、新市建設計画の「2.1リーディングプロジェクト」は既に議会で承認済みで～」の部分は「～既に議会で承認済みで～」とするのが適切だと思うのですが。

委員：異議なし。

会長：では今の意見の形で修正いたします。

他に意見がございましたら。

委員：答申(案)前文 2.地域審議会の立場と基本構想の中で「～「地域輝きプロジェクト」を推進して、その喜びの力を、～」の「その喜びの力」とは地域の活力を結集してといった意味だと思いましたが表現として適切なのかなと思う点と、第8章 1行政改革の推進の中で「市民の皆さん」との表現が使われている点についてやや違和感を感じます。

委員：第1章 3(9)情報公開の徹底の中でも「市民の皆さん」との表現が使われています。

会長：「喜びの力」の表現については、答申(案)を作成した私の思い入れのある部分ですので、皆さんにはご了解いただければと思います。

「市民の皆さん」の表現については、基本構想(案)全体での整合性もございましたので事務局側に一任することよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

会長：では皆さんにいただいた意見を踏まえて最終答申を作成いたしますが、内容、表現については一任していただいてよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

「周南市まちづくり総合計画・基本計画（案）」についての今後の審議日程について

会 長：今後の「周南市まちづくり総合計画・基本計画（案）」についての審議日程について事務局より説明をお願いします。

事務局：「周南市まちづくり総合計画・基本計画（案）」に対する意見具申の提出については、9月の上旬までにとりまとめを行うようにとの連絡を本庁事務局より受けております。

委 員：今の総合計画・基本計画（案）では、具体的な事業内容の記述がありませんので実施計画が出るまで内容についてはわかりませんね。

事務局：はっきりしていませんが、実施計画が地域審議会へ提示されることはないと思います。

委 員：新市建設計画の中のどの事業計画を優先して選択していくのかということが総合計画・基本計画（案）の中に示されるべきであるのに、それが示されていないのでは地域審議会として意見の述べようがありません。

委 員：我われ地域審議委員が一番関心があるのは実施計画なのですが、それについては地域審議会として意見を言うことは出来ないのですね。

委 員：事務局側の提示を待つのではなく、当審議会において新南陽地区としての具体的な総合計画・基本計画（案）を作成し、それを意見具申として提出すればよいのではないのでしょうか。

会 長：確かに率直な感想としては、総合計画・基本計画（案）の内容に具体性が乏しいため「これが基本計画なのか」との失望感がありましたね。

委 員：新市建設計画策定の際に事務局より新南陽地区の事業計画の資料については提供を受けているので、これを用いて新南陽地区の総合計画・基本計画（案）を策定することは出来ると思います。

会 長：答申（案）のような文言の修正ではなく、新南陽地区としての総合計画・基本計画（案）を作成するとなると、協議のためのたたき台を作成する必要があるため、次回の地域審議会は少し期間を空けて開催いたしましょう。

事務局：事務局より提示のあった「周南市まちづくり総合計画・基本計画（案）」がたたき台となるのではないのでしょうか。

会 長：総合計画・基本構想（案）に対する答申（案）の作成の際に行ったような文言の修正を行うのではなく、意見具申については、各委員の方より意見のあったように新南陽地区としての基本計画（案）を作成しようとする、協議を行う前にたたき台を作成しておく必要があると思います。

事務局：その場合には、総合計画・基本計画（案）の項目に沿った形で、具体的な事業計画をあてはめていくという形になるのでしょうか。

会 長：それも一つの方法であると思いますし、全く別の形で総合計画・基本計画（案）を作成するのも一つだと思います。

方法論については今後協議を行うこととなると思います。

委員：総合計画・基本計画（案）に沿った形とすると、具体的な事業計画をあてはめていくのは難しいと思います。

委員：実際には「今後どのようなまちづくりを行っていくのか」ということが総合計画・基本構想（案）に示され、それを実現するために具体的にどのような事業を行っていくのかということが総合計画・基本計画（案）に示されるべきであると思うのですが、この総合計画・基本計画（案）では今後のまちづくりにおいてどのような事業を行っていくのかということが全く見えてきません。

地域審議会の意義は、今後のまちづくりに対する行政当局の考え方を事前に知り、それに対して意見具申を行っていくというところにあるのではないのでしょうか。

委員：総合計画・基本計画（案）においては新南陽地区に関する事業は5つしか出てきていません。

委員：新南陽地区に住むひとが何を優先すべきと考えているかということが、まちづくり総合計画・基本計画（案）の中に反映されなければならないので、行政の考え方だけで事業計画を取捨選択してもらっては困ると思います。

委員：市民生活に直結したものをピックアップし、「緊急に実施してほしいもの」「今後5年のうちに計画を具体化すべきもの」といった形で整理を行い、総合計画・基本計画（案）の中に盛込んでいけばよいのではないかと思います。

委員：今回のような具体性の無い総合計画・基本計画（案）しか提出されず、意見具申もこの基本計画（案）に沿った形で行ってほしいといわれますが、もっと議論ができる内容が提示されるべきだと思います。

事務局に聞きたいのですが、地域審議会に対する説明責任についてはどのように考えておられますか。

事務局：5年間という長期の計画となりますので、ある程度流動的なものとならざるを得ない状況での総合計画・基本計画（案）となっていると思いますが、基本構想と基本計画をあわせた一体的なものとして皆さんにご説明をさせていただくということになると思います。

委員：合併をして間もない状況下で、個別具体的な事業計画について述べることは非常に難しい状況にあるということについては理解をしなければならないと思いますので、現状で事務局側にそれを要求するのは無理だと思います。

だからこそ地域審議会として具体的な計画について提案することに意義があると思います。

委員：新南陽地区としての基本計画（案）を作成しようとの意見は、新市建設計画における新南陽地区の事業計画をたたき台として、総合計画・基本構想（案）を前提として優先順位をつけて、総合計画・基本計画（案）に肉付けを行っていくということでしょうか。

委員：市長より諮問を受けているわけではないので、地域審議会として意見を述べるべきかどうかということが問題だと思います。

地域審議会の存在意義は合併により周辺地域が衰退しないように見守っていく役割にあると思いますので、事業計画に対してある程度優先順位をつけ、行政に対して意見を述べていくことを行わなければ地域審議会の存在意義がなくなると思います。

会長：基本計画は自由裁量で意見具申を行うことができるので、どのような形とするかについては今後協議を行うことといたしましょう。

次回の地域審議会の日程ですが、7月の中旬ごろの開催ではいかがでしょうか。

委員：7月1日に周南市まちづくり総合計画・基本構想（案）についての答申が行われてからの以降の予定はどのようになりますか。

事務局：7月1日に市長に対する答申が行われたのち、7月5日より部長以上で構成される庁内の策定委員会にて答申内容についての協議が行われる予定です。

7月中には「周南市まちづくり総合計画審議会」に対して「周南市まちづくり総合計画・基本構想（案）」「周南市まちづくり総合計画・基本計画（案）」の諮問が行われる予定です。第一回の開催日についてはまだ未定です。

「周南市まちづくり総合計画・基本計画（案）」については、皆さんにお配りしておりますものは策定途中のもので、修正、加筆が行われた最終的なものが周南市まちづくり総合計画審議会には提示されることとなります。

会長：では、次回の審議会は7月中に15日以降で一度行いたいのですが。

委員：これまでどおりですと水曜日となりますので、7月21日午後2時からでいかがでしょうか。

会長：では次回は7月21日（水）午後2時から開催いたします。